



# 島根県報

平成26年6月13日（金）  
号外第87号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 2

**【公企規程】**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 4

**【病院局規程】**

島根県病院局職員就業規程の一部改正 4

**【教委規則】**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 5

**【教委訓令】**

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (教育庁総務課) 7

**訓 令**

**島根県訓令第3号**

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第25条の次に次の1条を加える。

（消防団員との兼職の請求）

**第25条の2** 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを求める場合は、兼職請求書（様式第10号の2）を人事課に提出しなければならない。この場合において、前条に規定する申請書の提出は要しない。

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第25条の2 関係)

<p>兼職請求書</p> <p>私は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定により、非常勤の消防団員との兼職をしたいので、下記のとおり承認されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属..... 職名..... 氏名.....<sup>㊞</sup></p> <p>島根県知事 様</p>		
1 職員としての勤務内容		
2 兼職の内容	① 消防団名	
	② 兼職予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	③ 消防団員としての活動内容	
	④ 消防団員としての活動日数・時間等	
所属長の意見等		<sup>㊞</sup>
<p>上記の請求を下記の条件を付して承認する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県知事 <span style="float: right;"><sup>㊞</sup></span></p> <p>条件</p>		

- 注意 1 兼職を予定している消防団における業務内容、雇用形態等の分かる参考資料を添付すること。
- 2 この請求書は、所属長を経由して2部提出すること。

## 附 則

この訓令は、平成26年 6 月13日から施行する。

**島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県公営企業管理規程第 6 号**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第33条の表中

第25条	人事課	総務課	を
第25条	人事課	総務課	に
第25条の 2	人事課	総務課	

改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程****島根県病院局管理規程第 7 号**

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月13日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第43条の表中

第25条	人事課	県立病院課	を
第25条	人事課	県立病院課	に、
第25条の 2	人事課	県立病院課	
様式第10号	島根県知事	島根県病院事業管理者	を
	人事課長	県立病院課長	

「

様式第10号	島根県知事	島根県病院事業管理者
	人事課長	県立病院課長
様式第10号の2	島根県知事	島根県病院事業管理者

に改

」

める。

**附 則**

この規程は、平成26年 6 月13日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6 月13日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

**島根県教育委員会規則第15号**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の 1 条を加える。

（消防団員との兼職の請求）

**第22条の2** 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを求めるときは、兼職請求書（様式第8号の2）を教育長に提出しなければならない。この場合において、前条に規定する申請書の提出は要しない。

様式第8号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第22条の 2 関係)

兼職請求書  私は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第 1 項の規定により、非常勤の消防団員との兼職をしたいので、下記のとおり承認されるよう請求します。  <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">                     年    月    日                 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">                     所属.....                      職名.....                      氏名.....<span style="float: right;">㊟</span> </div> 島根県教育委員会教育長 様		
1 職員としての勤務内容		
2 兼職の内容	① 消防団名	
	② 兼職予定期間	年    月    日    ~    年    月    日
	③ 消防団員としての活動内容	
	④ 消防団員としての活動日数・時間等	
所 属 長 の 意 見 等		㊟
上記の請求を下記の条件を付して承認する。  <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">                     年    月    日                 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">                     島根県教育委員会教育長 <span style="float: right;">印</span> </div> 条件		

- (注) 1 兼職を予定している消防団における業務内容、雇用形態等の分かる参考資料を添付すること。  
 2 この請求書は、所属長を経由して2部提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令**

島根県教育委員会訓令第5号

本 庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月13日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第32条の次に次の1条を加える。

（消防団員との兼職の請求）

**第32条の2** 教職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを求める場合は、兼職請求書（様式第23号の2）を教育長に提出しなければならない。この場合において、前条に規定する申請書の提出は要しない。

様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第23号の2 (第32条の2 関係)

<p>兼職請求書</p> <p>私は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定により、非常勤の消防団員との兼職をしたいので、下記のとおり承認されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県立.....学校 職名..... 氏名.....<sup>㊞</sup></p> <p>島根県教育委員会教育長 様</p>		
1 教職員としての勤務内容		
2 兼職の内容	① 消防団名	
	② 兼職予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	③ 消防団員としての活動内容	
	④ 消防団員としての活動日数・時間等	
校長の意見等		<sup>㊞</sup>
<p>上記の請求を下記の条件を付して承認する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">島根県教育委員会教育長 <sup>印</sup></p> <p>条件</p>		

- (注) 1 兼職を予定している消防団における業務内容、雇用形態等の分かる参考資料を添付すること。  
2 この請求書は、校長を経由して2部提出すること。

附 則

この訓令は、平成26年 6 月13日から施行する。